

佐賀県

いじめ対応
ハンドブック



令和8年7月
佐賀県教育委員会

はじめに

いじめは、子どもたちが安心して学び、成長する機会を奪い、心や体に深い影響を及ぼす重大な問題です。

佐賀県教育委員会では、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、いじめを見逃さず、法に基づき積極的に認知し、適切な支援や対応につなげることで、子どもたちの安全と安心を守る取組を推進しています。

本ハンドブックは、学校や教職員が、いじめについて共通の理解を図り、未然防止と早期発見・初期対応を実践するための参考として作成しました。

いじめを未然に防止するには、自分も他者も大切にする多様性の尊重や、対等で自由な人間関係づくりなど、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切であり、人権教育の観点も欠かせません。

そのうえで、児童生徒のいじめの兆候を把握した際には、速やかに組織として適切な対応を行い、いじめの重篤化を防ぐとともに、関係する児童生徒のケアを進めていかなければなりません。

ここで重要なのは、決して一人で抱え込まない、ということです。どれほど経験豊富な教職員であっても一人で見えている範囲には限界があります。また、一人の主観に頼った場合、見誤る可能性が高くなり、対応が遅れる原因となります。初期の段階から、組織的に客観的に状況を把握してこそ、早期に適切な児童生徒のケアが行え、解決の糸口にもつながります。

各学校において、日々の教育活動や校内研修等の機会を利用して、いじめ対応についての共通理解を図るとともに、本ハンドブックで示したいじめへの対応を踏まえつつ、必要に応じて、家庭・地域・関係機関とも連携しながら、いじめ対応の取組を充実していただくことを期待しています。

佐賀県教育委員会
教育長 甲斐 直美

目次

	ページ
はじめに	1
いじめ対応の全体像	3
第1章 いじめを正しく理解する	4
第2章 いじめの未然防止	7
第3章 いじめの早期発見	8
第4章 いじめの初期対応	9
第5章 いじめの重大事態	12
第6章 いじめの解消に向けて	13
参考資料	14
相談窓口	15

*本ハンドブックでは、いじめに関する法・方針・ガイドライン等について以下のとおり、省略標記しています。

◆いじめ防止対策推進法→「法」

◆いじめの防止等のための基本的な方針・佐賀県いじめ防止基本方針→「方針」

◆いじめの重大事態の調査に関するガイドライン→「ガイドライン」

いじめ対応の全体像

いじめの理解 (第1章)

「何がいじめか？」
についての共通理解

法第2条（定義）

いじめの未然防止 (第2章)

いじめが起こりにくい
学級・学校づくり

法第8条（学校及び教職員の責務）

いじめの早期発見 (第3章)

子どもが出すサインを
見逃さない

法第16条（いじめの早期発見のための措置）

いじめの初期対応 (第4章)

いじめの重大事態 (第5章)

学校いじめ対策組織を
中心とした組織的対応

法第22条（いじめ防止対策のための組織）

法第23条（いじめに対する措置）

法第28条（設置者、学校の重大事態への対処）

解消に向けた取組 (第6章)

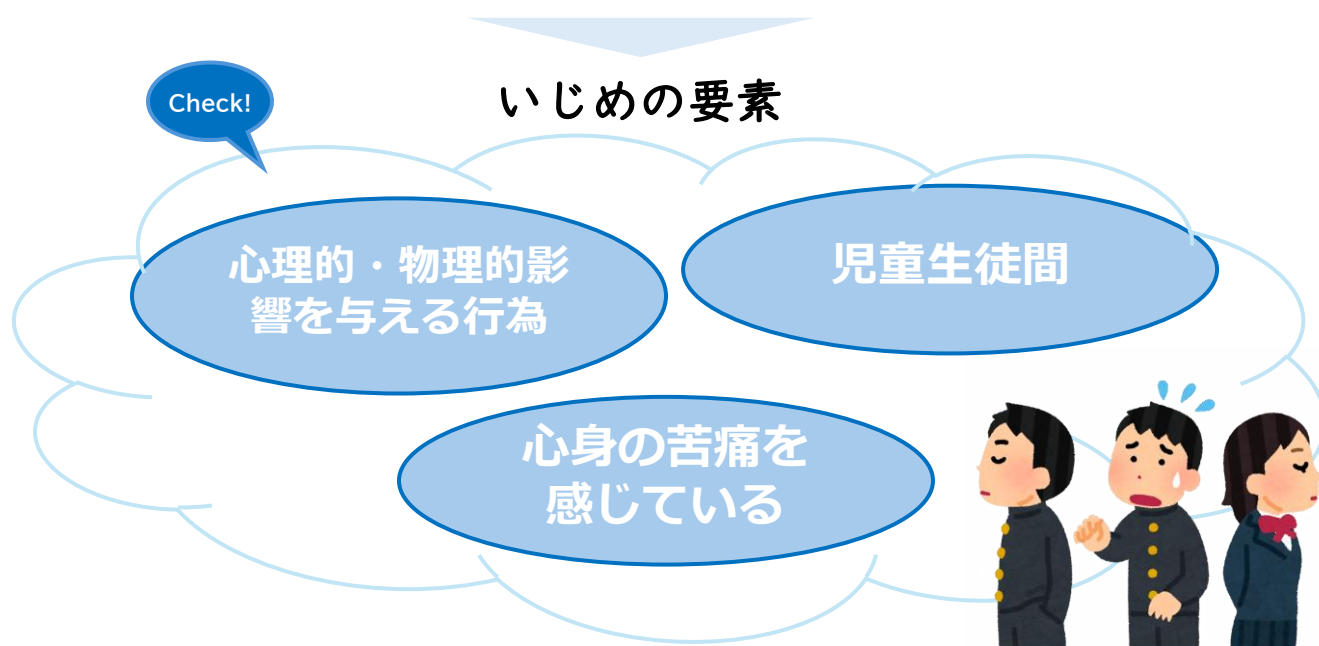
いじめの解消と再発防
止に向けた取組

第1章 いじめを正しく理解する

- ◎ いじめは、**どの学校、どの学級、どの児童生徒**にも起こり得るものです。
- ◎ まずは「**何がいじめか**」を、全ての教職員が共通認識として持つことが全ての出発点となります。

いじめの定義（法第2条「定義」）

児童等に対して、**一定の人的関係にある他の児童等**が行う**心理的・物理的な影響を与える行為**で、対象となった児童等が**「心身の苦痛」を感じているもの**を指します（インターネット経由も含む）



* 判断の基準

- ・ 表面的・形式的な判断ではなく、常に「**被害生徒の立場**」に立って行います。本人が否定していても、表情や様子をきめ細かく観察する必要があります。
- ・ 喧嘩や児童生徒同士のトラブルも、上記の要素を含んでいれば「いじめ」として扱います。

第1章 いじめを正しく理解する

◎ いじめの態様には次のようなものがあります。

◆ 冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・ あだ名、悪口を言われる。こそこそ話をされる。
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅される (⇒脅迫罪の可能性)

◆ 仲間はずれ、集団による無視

- ・ 遊びや話し合いに入れてもらえない
- ・ 故意に避けられたり、机を離されたりする
- ・ SNSで故意にグループに入れてもらえない



◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 意に反して肩パンをされる
- ・ 意に反してボクシングのスパarringや相撲に付き合わされる
- ・ プロレスごっこ称して技をかけられたり、暴力を振るわれたりする (⇒暴行罪の可能性)

◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 足を蹴られ、骨折させられる (⇒傷害罪の可能性)

◆ 金品をたかられる

- ・ 食べ物をおごらされたり、現金を持ってくるよう強要される (⇒恐喝罪の可能性)

◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・ 上履きや筆箱等の所持品やお金を盗まれる (⇒窃盗罪の可能性)
- ・ いたずらで自転車を壊される (⇒器物損壊罪の可能性)

◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・ 断れば危害を加えると脅され、服（下着など）を脱がされる (⇒強制わいせつ罪の可能性)
- ・ 断れば危害を加えると脅され、高い所から飛び降りさせようとする (⇒強要罪の可能性)

◆ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・ SNS上で実名をあげられ、悪口やデマを書き込まれる (⇒名誉棄損罪・侮辱罪の可能性)
- ・ 携帯電話で裸の写真を撮られ、SNSなどで拡散される (⇒児童ポルノ提供罪等の可能性)

第1章 いじめを正しく理解する

◎ ただし、法の定義に照らせば次のようなケースもいじめに該当する可能性があります。

* コミュニケーションの行き違い

- 冗談のつもりで言った言葉が、相手に強い否定や嘲笑として受け取られる
- 相手を励まそうとして言った言葉により、かえって相手が傷つく

* 遊びの延長での接触・ふざけ合いが苦痛を与える

- じゃれ合い、軽い叩き合い、肩を組む、肩パンなど

* 仲良しグループ内でのトラブル

- グループ内での「いじり」「軽い無視」
(加害者はいつもの関係性と思っているが、被害側は見下されていると感じる)

* SNSでの軽いコメント・スタンプが相手にとって苦痛になる

- 冗談のつもりスタンプや軽い皮肉・あだ名の書き込み
- 既読スルーが続くこと

☆ 「悪意が無い＝いじめではない」ではない

(「行為」があり、被害者が「苦痛」を感じればいじめ)

☆ 被害を訴える児童生徒の言葉以外のサインを重視

(表情、登校渋り、体調不良など)

※ 好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけてしまった児童生徒の指導について

⇒「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も必要

⇒ただし、法に定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織や、県教育委員会への報告は必要

第2章 いじめの未然防止

- ◎ いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」という認識を全教職員が共有し、よりよい人間関係づくりや、豊かな心を育てることで、「いじめが起きにくい学級・学校づくり」(環境的アプローチ)に取り組む必要があります。

(1) 学校・学級経営 (魅力ある学校づくり)

- * 分かりやすい授業づくり
- * 一人一人が活躍できるような集団づくり
- * 多様な意見や考えを自由に表現できる学級づくり
- * 人権を大切にし、お互いを尊重し合える人間関係づくり
- * 児童会・生徒会によるいじめを許さない雰囲気づくり

〈集団・学級づくりのための手法 (例)〉

- ✓ ソーシャルスキルトレーニング (SST)
- ✓ 対人関係ゲーム
- ✓ グループワーク・トレーニング (GWT)
- ✓ 構成的グループエンカウンター (SGE)



(2) 教職員の言動・姿勢

- * 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示す
- * 児童生徒が信頼感と安心感を持てるような言動や姿勢
- * 児童生徒の思いや相談にいつでも耳を傾ける
- * 児童生徒の良いところに目を向ける
- * いじめはどの子にもどの学級にも起こり得ると認識する

NG

- × 児童生徒に対する人権上の配慮を欠く言動
- × 児童生徒の上下関係を肯定・助長するような言動
- × 児童生徒に対する一方的で抑圧的な指導
- × いじめに対して妥協・黙認・助長するような言動
- × 自分の学級でいじめが起こるはずがないと思い込む

Check!

第3章 いじめの早期発見

- ◎ 現在のいじめはSNSなど外から見えにくい場所で巧妙化しています。
- ◎ 教職員には、児童生徒の「些細な変化（違和感）」を見逃さない姿勢が求められます。

Check!

* 児童生徒が見せるサイン（例）

<学校・教室>

- ☐ 欠席・遅刻・早退が急に増える。
- ☐ 服装の乱れや、持ち物の紛失・破損が目立つようになる。
- ☐ 授業中の発言に対し、周囲が笑ったり、冷やかしたりする。
- ☐ 教室や図書館などで、一人でいることが増える。
- ☐ 顔色が悪く活気がない。
- ☐ 部活動を休みがちになる。
- ☐ 保健室の利用頻度が増える。

<家庭>

- ☐ 登校を渋るようになる。
- ☐ スマートフォンやパソコンをいつも気にしている。
- ☐ 必要以上のお金を欲しがる。家からお金を持ち出す。
- ☐ 親しい友達が遊びに来なくなる。



第4章 いじめの初期対応

- ◎ いじめを発見、または相談を受けた際の初期対応が、その後の解決を左右します。

初動の遅れが重大化を招く！

《初期対応の留意点》 法第23条（いじめに対する措置）

Check!

★1 学校いじめ対策組織での対応

一人で抱え込まず、組織として情報を集約・整理・共有します。

★2 被害児童生徒のケア

被害児童生徒の思いに寄り添い、その保護を最優先します。

被害児童生徒・保護者への配慮不足により、学校と保護者との関係づくりがうまくいなくなるケースが多発しています！

★3 正確な実態把握

「可視化して考えるための記録」を徹底し、事実関係を迅速に確認します。



★4 指導・支援体制の構築

教職員間で共通理解を図り、一貫した指導方針を決定します。

★5 保護者との連携

事実関係や方針を丁寧に説明し、学校への信頼と協力を得ます。

第4章 いじめの初期対応

◎ いじめ対応フロー例

法第22条（いじめ防止対策のための組織）
法第23条（いじめに対する措置）

随時

いじめの発見（「疑い」を含む）

- * 本人・保護者からの訴え
- * いじめアンケート
- * 第三者からの情報提供
- * その他、いじめを疑われる情報

いじめの認知は、**特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う**

即日

★ 1 学校いじめ対策組織での対応

- * いじめの疑いを把握した時点で、一人で判断せず、組織的に対応
(NG「自分が解決しなければ…」 「周囲に迷惑がかかるので…」)

Check!

速やかに

★ 3 正確な実態把握

- * 被害、加害、関係児童生徒からの聴取
 - ・ 個別に同時進行で聴取が望ましい
 - ・ 事案の時系列を意識して聴取
 - ・ 「事実確認」と「指導」は区別して行う
 - ・ SNS上の写真等はこの時点では消さない
 - ・ 犯罪に当たる事案の場合は警察へ相談

★ 2 被害児童生徒のケア

- * 本人の不安・つらさを受け止める
- * 本人を絶対を守ることを伝える
(NG「あなたも悪い所あるよね…」)

Check!

24時間
以内

★ 4 指導・支援体制の構築

- * 情報の整理・アセスメント
 - ・ **いじめの認知**
 - ・ 指導・支援体制（役割分担）決定
 - ・ 全教職員の共通理解
 - ・ 議事録の作成・整理

★ 5 保護者との連携

- * 関係児童生徒の保護者との連携
 - ・ 事実関係、支援方針の正確な伝達
 - ・ 解決に向けた協力要請
 - ・ 随時、経過報告

Check!

(NG「連絡を忘れていました…」)

3か月
以上

いじめの解消に向けた支援・指導

<被害生徒>

- * 精神的ケア・相談体制（SC等）
- * 安全な学習環境の保障

関係性の
修復

<加害生徒>

- * 行為に対する反省
- * 内容によっては特別指導等

いじめの解消

第4章 いじめの初期対応

◎ いじめの初期対応のポイント

* 保護者から子どもがいじめられているという訴えがあった場合

⇒ 家庭訪問、または来校してもらい、速やかに話を聞きます

* いじめの被害児童生徒が、事情を話さない。または関係児童生徒への聴取を拒んでいる場合

⇒ 被害児童生徒が安心して話ができるよう、「絶対に守る」という学校の姿勢を伝えます

⇒ 被害・加害とも無理に話を聞きだすのではなく、被害児童生徒から「どうしたいのか」について要望を聞きます

⇒ 話を聞けない場合でも、被害児童生徒の見守りや教育相談など、継続的に支援します

* 被害・加害児童生徒への聴き取りの結果、事実の整合が取れない場合

⇒ 聴き取りした情報を擦り合わせ、不整合箇所については再度聞き取りを行います

⇒ 全ての整合が取れなくても、目撃児童生徒等の聴き取りから収集した客観的事実に基づき対応を進めます

* 被害保護者から加害児童生徒への厳罰（転学・退学等）の要望があった場合

⇒ 学校の指導方針をできるだけ早期に被害・加害両方の保護者に伝え、学校は法に基づいた対応を行うことを説明します

第5章 いじめの重大事態

- ◎ 「いじめの重大事態」が発生した場合には、法、方針、及びガイドライン等に基づいて、速やかに対処し、再発防止に向けた取組を進めていく必要があります。

いじめの重大事態（法第28条「設置者、学校の重大事態への対処」）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

★第1号の重大事態を「生命・心身・財産重大事態」、第2号の重大事態を「不登校重大事態」と呼ぶこともあります。

〈いじめの重大事態（第1号重大事態）として扱われた事例〉

- * 児童生徒が自殺を企図した
- * 心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された
- * リストカットなどの自傷行為を行った
- * スマートフォンを壊された
- * 殴られて歯が折れた
- * 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した
- * わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された
- * いじめを理由に転学や退学を余儀なくされた

〈留意事項〉

Check!

- * 重大事態はあくまで「疑い」の段階で成立します
- * いじめが終息していたとしても、要件を満たせば重大事態として対処します
- * 児童生徒や保護者の訴えがあった場合は重大事態として対処します

第6章 いじめの解消に向けて

- ◎ いじめの解消とは以下の2要件を満たし、少なくとも三か月を目安に継続している状態を指します。

Check!

- ①いじめに係る行為が止んでいる。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていない。
(本人・保護者に面談で確認)

(方針)



* 単に謝罪をもって、安易に解消としない

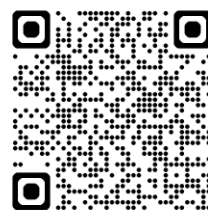
- ・ 謝罪を急がない
- ・ 形だけの仲直りは被害者をさらに傷つける可能性
- ・ 両者が十分納得の上、謝罪の場を設ける

参考資料

- ◎ [いじめ防止対策推進法](#)



- ◎ [いじめの防止等のための基本的な方針](#)



- ◎ [佐賀県いじめ防止基本方針](#)



- ◎ [いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)



- ◎ [いじめの重大化を防ぐための留意事項集](#)



相談窓口

- ◎ いじめホットライン
(24時間子供SOSダイヤル)
【県教育委員会】
0120-0-78310
(24時間)
- ◎ 子どもの人権110番
【法務省】
0120-007-110
(平日8:30~17:15)
- ◎ 佐賀こころの電話
【精神保健福祉センター】
0952-73-5556
(平日9:00~16:00)
- ◎ ヤングテレホン
【県警察少年サポートセンター】
0120-29-7867
(平日8:30~17:15)

【発行元】

佐賀県教育委員会事務局
学校教育課 生徒支援室